辰業振興地域整備計画地域説明会

農政課

9 65-56

地域説明会を開催します。 地区域内に土地を有する地主を対象に 備計画総合見直しに向けて、 平成25年度における農業振興地域整 対象者には 農振農用

おって通知します。 日程及び会場につい

込みチラシをご覧ください。 さは、

生活習慣病予防のための料理教室

健康支援課 **5**973-3209

生活習慣病予防のお話と料理教室を行 うるま市食生活改善推進員により、

き 11月21日(月)・ 22日(火

ح

ところ] 午前9時~午後2時 健康福祉センターうるみ

象】うるま市在住の方で40歳か

【**申込期限**】11月18日(金

[申込方法]

電話にてお申し

定

員

各日15名

ら70歳代の方

対

3階調理室

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

新しい法律により支給要件などの変更が行われたことから、対象となるお子さんをもつ全ての方に申請を お願いしています。

平成23年10月1日時点で受給資格のある方は、平成24年3月末までに申請をすれば、10月分から手当を受 け取ることができます。

平成24年2月支払い 平成24年6月支払い 平成23年11月末までに申請した方 10月、11月、12月、1月分 2月、3月分 平成24年6月支払い 平成23年12月~平成24年3月末 までに申請した方 10月、11月、12月、1月、2月、3月分

- ※平成24年2月支払いを希望の方は、お早めに申請をしてください。
- ※申請後の認定通知については、平成23年12月末に発送を予定しております。
- 申請受付は、児童家庭課窓口(本庁2階)にて行います。支所での受付は行いませんので、ご了承ください。 平成23年10月1日時点で受給資格のある方は、郵送での受付をおすすめします。

平成23年10月以降に転出した方や転出を予定している方へ

- ①うるま市から他の市町村に転出した方や転出を予定している方も、平成23年10月1日時点で受給資格のあ る方は、うるま市での申請となります。平成24年3月末までに申請をすれば、10 月分から転出した月の分の手当を受け取ることができます。
- ②うるま市から他の市町村に転出した方や転出を予定している方は、転出予定日から 15日以内に、転入先の市町村において子ども手当の認定請求を行ってください。

次の方はご注意ください

- ①10月以降にうるま市に転入した方
- ②10月以降にお子さんが生まれた方
 - ※10月以降に転入や出生があった方は、転出した日(転出予定日)又はお子さんが生まれた日の翌日から 数えて15日以内に必ず申請してください。平成24年3月末までに申請をしても、さかのぼって受け取る ことはできません。

☎973-4983 お問い合わせ:児童家庭課